

魚突き遊漁に関するアンケート結果について

(鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課)

アンケート調査に御協力いただきありがとうございました。今回の調査では、フロートの使用頻度が高く、安全意識を持って楽しまれている模範的な魚突き遊漁者の方々による回答となりました。その点を御考慮いただき回答結果を御覧ください。

【調査期間】 令和8年1月20日～令和8年2月20日

1 回答者のお住まいと年代、県内実績の有無及び主な操業場所について

- 回答に御協力いただいた方は41名（県内12名、県外29名の20～50代）。
- 県内の遊漁者は鳥取県東部在住の方は東部で魚突き遊漁を実施といった形で、住居から車で1時間以内の範囲で魚突き遊漁を行っているという結果。
- 回答のあった県外の遊漁者はすべて『岩美町』で魚突き遊漁を実施。

	回答	県内実績あり	操業場所/都県名
県内	12	11	県東部～西部
兵庫県	8	6	岩美町(回答記載5名中5名)
大阪府	3	1	—
京都府	2	2	岩美町(回答記載2名中2名)
岡山県	1	1	—
東北	2	0	山形県
関東甲信	4	0	神奈川県、東京都、長野県
東海	1	0	愛知県
北陸	2	0	富山県
近畿	1	0	滋賀県
四国	1	0	愛媛県
九州・沖縄	4	0	福岡県、鹿児島県、沖縄県
計	41	21	

	回答
20代	4
30代	16
40代	15
50代	5
無回答	1
計	41

2 令和7年における鳥取での魚突き遊漁の実態について

(1) 魚突き遊漁の期間

○4～12月が主な魚突き遊漁の期間（特に4～10月の操業回数が多い）。

※下表以外では県内の方1名が1月に1回操業したとの報告あり

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
県内(総数)	22	35	39	47	51	39	34	12	10	回答11名
県外(総数)	5	8	6	11	10	10	8	1	1	回答9名
県内(1人平均)	2.0	3.2	3.5	4.3	4.6	3.5	3.1	1.1	0.9	
県外(1人平均)	0.6	0.9	0.7	1.2	1.1	1.1	0.9	0.1	0.1	

(2) 操業時間

○県内での操業時間は日中で、主に午前6時～午後2時。

	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	有効回答者数
県内実績あり	5%	11%	42%	63%	68%	84%	79%	74%	63%	42%	37%	21%	21%	21%	11%	11%	19名
県内実績なし	0%	5%	26%	58%	63%	74%	74%	63%	68%	58%	68%	68%	58%	42%	16%	5%	19名

※回答に占める時間の割合（30%以上ライトグレー、50%以上ダークグレー）

3 魚突き遊漁の装備について

(1) 道具の長さ

○主に2～5mのやすを使用して、魚突き遊漁を実施。

	～2m	2～3m	3～4m	4～5m	5～6m	有効回答者数
県内実績あり		4	6	10	1	21名
県内実績なし	1	7	4	7	1	20名

(2) 装備について

○今回の回答者の基本装備は、ウェットスーツ、スノーケル、マスク、フィン、フロートであり、潜水業務の際に義務化されている鋭利な刃物（ナイフ）の携帯も多い。

○自由記入には、着用するグローブ、ソックス、ウェイト、操業を補助する時計（ダイビングコンピューター含む）、締め具、保管道具（すかり、クリーククーラー、メグシ、スリングー）、水中ライト、操業場所への移動支援としてアクアスクーター、SUP（サップ）が挙げられた。

	ウェットスーツ	スノーケル	マスク	フィン	フロート	ナイフ	有効回答者数
県内実績あり	19	20	19	19	20	15	21名
県内実績なし	19	19	18	17	17	14	19名

4 今回の結果を受けて

○県内での魚突き遊漁者の多くには、今回の調査によりコンタクトが可能となり、個々への協力要請が可能と判断。

○魚突き遊漁の啓発（特に安全面）については、県外の方が多いため岩美町で重点的に行うことが有効と判断。

※回答者の9割がフロートを着用していることから、安全対策の一つとしてはフロートを含めた警鐘物の使用を推奨する啓発も検討する。なお、安全対策のベースは危険な場所である港口、航路に立ち入らないことの注意喚起とする。

○本格的に魚突き遊漁をやられる方は2m以上のやすを使用しており、船舶への衝突が懸念される対象者をやすの長さで限定する場合には、この2m以上が候補。

【草案&令和8年度の予定】

●年度に1回、鳥取県内で2m以上のやすを使用し魚突き遊漁を行う場合、安全対策等の注意事項を確認してもらうことと遊漁者の把握（リストを作成予定）を目的に『届出』を事前提出させる取り組みを試行

※試行で問題点等があればこれを改善し、R9年に鳥取海区漁業調整委員会の委員会指示を发出することを検討

●届出は県漁業調整課ホームページに魚突き遊漁の専用ページを開設し、これまでの経緯、魚突き遊漁の注意事項、現在制作中の啓発動画等とともに掲示

※届出は様式をダウンロードして電子メール等により県へ提出することを想定

●県・漁業者からのお願い（密漁監視への協力、入漁してほしくない保護区の位置、いかなるレジャーもウェットスーツ不可といったローカルルールがある地域の情報等）については、届出者に文書により協力要請等を実施予定

●魚突き遊漁への安全等に関する啓発及び届出の試行の案内は、岩美町を中心に周知用ウェットティッシュ（フラップ部分に「鳥取県の魚突き遊漁の事前届出に御協力ください QRコード（上記専用ページ）」を印字したもの）を配布予定（海水浴が行われる前の5～7月に実施）

●海上での注意喚起も県漁業取締船の搭載艇で実施することを検討